

時給制期間雇用社員の通勤費の精算について

1 概要

飯田郵便局において、時給制期間雇用社員3名の通勤費の支給漏れが発生し、追給精算を実施する。

2 経緯

2017年5月23日(火)、同年5月19日に発生した通勤災害の該当社員の通勤状況を確認したところ、非正規社員管理システムの雇用マスタに通勤情報が未入力であった。

通勤方法を確認したところ、自家用車通勤となっていたため、過去の支給状況を確認したが支給されていないことが判明した。

3 原因

採用時等に通勤届の提出の確認は行ったが、雇用マスタへの登録作業を失念。また、総務部の業務繁忙と重なったことから、採用時等の各種登録事務(雇用マスタ入力)後の確認が不足した。

4 精算対象者

在職者、及び退職者全員を確認したところ、3名の支給漏れを確認した。

第一集配営業部 期間雇用社員 1名
第一集配営業部(大島旧集配センター)期間雇用社員 1名
第二集配営業部(下条旧集配センター)期間雇用社員 1名

5 精算額 (3名合計)

951,070円

6 精算月

2017年6月月例給与(6月23日支給)で精算予定

7 社員説明

組合説明終了後、速やかに実施予定。

8 再演防止策

- 採用時、通勤方法変更時に通勤届が提出された際、受付処理を行い、登録状況を受付簿で管理して、作業を見える化する。
- 登録事務終了と同時に入力内容に漏れないか入力画面を、担当及び担当者以外の複数名で確認を行う。
- 翌営業日に郵便業務支援システムの雇用マスタ、及び初めての給与接続時には勤務時間報告書(賃金台帳)を複数名で対査確認を行うことにより再発を防止する。